

議案第 17 号

渋川市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 28 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

渋川市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例（平成 28 年渋川市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

渋川市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例

第 1 条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第 1 条の 2 第 2 項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

第 2 条第 1 項第 1 号、同項第 3 号イ（イ）及び同条第 3 項の表中「ロ（1）に規定する基準」の次に「、同号イ（1）及びロ（2）に規定する基準、同号イ（2）及びロ（1）に規定する基準」を加える。

第 3 条第 1 項第 1 号中「ロ（1）に規定する基準」の次に「、同号イ（1）及びロ（2）に規定する基準、同号イ（1）及びロ（3）に規定する基準、同号イ（2）及びロ（1）に規定する基準、同号イ（3）及びロ（1）に規定する基準」を、「ロ（2）に規定する基準」の次に「、同号イ（2）及びロ（3）に規定する基準又は同号イ（3）及びロ（2）に規定する基準」を加え、同条第 2 項の表第 1 号の項中「ロ（1）に規定する基準」の次に「、同号イ（1）及びロ（2）に規定する基準、同号イ（1）及びロ（3）に規定する基準、同号イ（2）及びロ（1）に規定する基準、同号イ（3）及びロ（1）に規定する基準」を、「ロ（2）に規定する基準」の次に「、同

号イ（２）及びロ（３）に規定する基準又は同号イ（３）及びロ（２）に規定する基準」を加える。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第２条及び第３条の改正規定は、公布の日から施行する。

理 由

建築基準法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

規定する方法による基準（以下「誘導性能基準等」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ（2）及びロ（2）に規定する基準（以下「誘導仕様基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(2) (略)

(3) 住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）と非住宅部分とを有する建築物（住宅部分が共同住宅等以外の住宅であるものに限る。） 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア (略)

イ 建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(ア) (略)

(イ) 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第1号イ（1）及びロ（1）に規定する基準、同号イ（1）及びロ（2）に規定する基準、同号イ（2）及びロ（1）に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「誘導基準標準入力法に係る基準等」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ（2）及びロ（2）に規定する基準（以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

ウ (略)

(4)・(5) (略)

2 (略)

3 消費性能向上計画の認定の申請をする者が当該申請に係る消費性能向上計画が法第35条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する図書として規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1号	省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）に規定する基準、 <u>同号イ（1）及びロ（2）に規定する基準</u> 、 <u>同号イ（2）及びロ（1）に規定する基準</u> 又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「誘導性能基準等」という。）	同表の第4欄
-----	---	--------

規定する方法による基準（以下「誘導性能基準等」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ（2）及びロ（2）に規定する基準（以下「誘導仕様基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(2) (略)

(3) 住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）と非住宅部分とを有する建築物（住宅部分が共同住宅等以外の住宅であるものに限る。） 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア (略)

イ 建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(ア) (略)

(イ) 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第1号イ（1）及びロ（1）に規定する基準_____又は

同号ただし書に規定する方法による基準（以下「誘導基準標準入力法に係る基準等」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ（2）及びロ（2）に規定する基準（以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

ウ (略)

(4)・(5) (略)

2 (略)

3 消費性能向上計画の認定の申請をする者が当該申請に係る消費性能向上計画が法第35条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する図書として規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1号	省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）に規定する基準_____又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「誘導性能基準等」という。）	同表の第4欄
-----	--	--------

) が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導仕様基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第3欄	
(略)		
第3号イ(イ)	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準、 <u>同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準</u> 又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導基準標準入力法に係る基準等」という。)が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第3欄	同表の第4欄
(略)		

4 (略)

(消費性能に係る認定手数料の額)

第3条 法第41条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準について適合している旨の認定(以下「消費性能に係る認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 一戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(1)及びロ(3)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(3)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「性能基準等」という。)が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ

) が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導仕様基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第3欄	
(略)		
第3号イ(イ)	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準_____又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導基準標準入力法に係る基準等」という。)が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第3欄	同表の第4欄
(略)		

4 (略)

(消費性能に係る認定手数料の額)

第3条 法第41条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準について適合している旨の認定(以下「消費性能に係る認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 一戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準_____

又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「性能基準等」という。)が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ

(2) 及びロ (2) に規定する基準、同号イ (2) 及びロ (3) に規定する基準又は同号イ (3) 及びロ (2) に規定する基準 (以下「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準」という。) が適用される建築物並びに同号イ (3) 及びロ (3) に規定する基準 (以下「仕様基準」という。) が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額 (2) ~ (5) (略)

2 消費性能に係る認定の申請をする者が当該申請に係る建築物が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する図書として規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1号	省令第1条第1項第2号イ (1) 及びロ (1) に規定する基準、同号イ (1) 及びロ (2) に規定する基準、同号イ (1) 及びロ (3) に規定する基準、同号イ (2) 及びロ (1) に規定する基準、同号イ (3) 及びロ (1) に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準 (以下「性能基準等」という。) が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ (2) 及びロ (2) に規定する基準、同号イ (2) 及びロ (3) に規定する基準又は同号イ (3) 及びロ (2) に規定する基準 (以下「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準」という。) が適用される建築物並びに同号イ (3) 及びロ (3) に規定する基準 (以下「仕様基準」という。) が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄
-----	---	--------

(略)

(2) 及びロ (2) に規定する基準 _____ (以下「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準」という。) が適用される建築物並びに同号イ (3) 及びロ (3) に規定する基準 (以下「仕様基準」という。) が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額 (2) ~ (5) (略)

2 消費性能に係る認定の申請をする者が当該申請に係る建築物が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する図書として規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1号	省令第1条第1項第2号イ (1) 及びロ (1) に規定する基準 _____ _____ _____ _____ _____又は同号ただし書に規定する方法による基準 (以下「性能基準等」という。) が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ (2) 及びロ (2) に規定する基準 _____ _____ (以下「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準」という。) が適用される建築物並びに同号イ (3) 及びロ (3) に規定する基準 (以下「仕様基準」という。) が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄
-----	---	--------

(略)